

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

令和5年8月

夕張市監査委員

# 資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に係る資金不足比率について審査したので、その結果について意見を提出する。

(1) 本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 14 項に基づき実施した。

(2) 監査等の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条項第 1 項の規定に基づく審査

(3) 監査の対象

令和 4 年度、夕張市の各公営企業会計等の決算に基づき、市長から提出された資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(4) 監査等の着眼点

提出された資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に照らし適正に作成されているか、また算出過程に誤りがないかを着眼点とした。

(5) 監査等の実施内容

資金不足比率に関する数値や関係書類及び、各会計の算定状況について審査した。

(6) 監査等の実施場所及び日程

夕張市監査事務局

令和 5 年 8 月 17 日から令和 5 年 8 月 25 日

(7) 監査等の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

① 算定結果

(単位：%)

| 会計の名称     | 比 率 名  | 令和4年度<br>算定比率 | 経営健全化基準<br>(参 考) |
|-----------|--------|---------------|------------------|
| 水道事業会計    | 資金不足比率 | —             | 20               |
| 市場事業会計    | 資金不足比率 | —             | 20               |
| 公共下水道事業会計 | 資金不足比率 | —             | 20               |

注) 上記3事業会計については、いずれも資金不足額が算出されず算定比率なし。

② 前年度との対比

(単位：%)

|       | 水道事業<br>会 計 | 市場事業<br>会 計 | 公共下水道<br>事業会計 |
|-------|-------------|-------------|---------------|
| 令和3年度 | —           | —           | —             |
| 平成4年度 | —           | —           | —             |
| 増 減   | —           | —           | —             |

(8) 個別結果及び意見

① 公共下水道事業会計について

当事業会計については、平成20年度に単年度での収支の均衡が講じられており、平成21年度においては、繰上充用金額を一般会計から繰入することにより累積赤字額が解消された。

この結果、令和4年度においても、資金不足比率が生じなくなったものである。

# 健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率について審査したので、その結果について意見を提出する。

(1) 本審査は、夕張市監査基準第4条第13項に基づき実施した。

(2) 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定。

(3) 監査等の対象

令和4年度夕張市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(4) 監査等の着眼点

提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りがな  
いか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成さ  
れているかを着眼点として実施した。

(5) 監査等の実施内容

決算値からの公債費等の推移から、将来に渡り財政負担等の見込みや  
過去3ヶ年からの推移等の状況を鑑みて多角的に分析し関係職員に聴取し  
審査した。

(6) 監査等の実施場所及び日程

夕張市監査事務局

令和5年8月17日から令和5年8月25日

(7) 監査等の結果

審査した結果、決算値等に関する法令に基づいた判断基準について記載された書類等について適正かつ、適合しており正確であることが認められた。

① 算定結果

(単位：%)

| 比率名      | 令和4年度<br>算定比率 | 基準(参考)  |        |
|----------|---------------|---------|--------|
|          |               | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| 実質赤字比率   | —             | 15.00   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | —             | 20.00   | 30.00  |
| 実質公債費比率  | 67.4          | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 220.7         | 350.0   |        |

② 前年度との対比

(単位：%)

| 区分    | 実質赤字<br>比率 | 連結実質<br>赤字比率 | 実質公債費<br>比率 | 将来負担<br>比率 |
|-------|------------|--------------|-------------|------------|
| 令和4年度 | —          | —            | 67.4        | 220.7      |
| 令和3年度 | —          | —            | 68.3        | 274.0      |
| 増減    | —          | —            | △0.9        | △53.3      |

(8) 個別結果

① 実質赤字比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年度から全面施行されたため、財政再生計画を定め総務大臣の同意を得たことにより、平成21年度に収支不足額を再生振替特例債に振り替えたところである。

これにより収支不足額が無くなり、実質赤字比率が生じなくなった。

## ② 連結実質赤字比率について

一般会計において上記①のとおり実質赤字を解消するとともに、企業会計を含む各会計においても黒字決算または収支均衡となり、連結実質赤字比率が生じなくなった。

## ③ 実質公債費比率について

準用財政再建団体へ移行となった後、新発債を必要最小限とする等の公債費抑制に努めたところであるが、今後も再生振替特例債の償還額が公債費の割合を大きく占めることから、次年度にわたり実質公債費比率は財政再生基準を超える状況にある。しかし、計画に基づく適正な起債償還の結果、前年度と同様に比率については減少した。

今後は、収支不足額が再生振替特例債に振り替えられたことにより、財政再生計画に基づいて令和 11 年度までの期間に早期健全化基準未滿とするものである。

令和 4 年度については、平成 29 年度起債の償還が開始されたため再生振替特例債と併せ、前年と同様に元利償還金が増加となった。

しかし、実質公債費率の減少については、元利償還金の増加となっていながらも、令和 4 年度分についても算出基準が 3 ヶ年平均であることから、過去の高比率が平均より除かれたことにより、実質公債比率については、対前年対比にて、 $\Delta 0.9\%$ 減少したところである。

## ④ 将来負担比率について

令和 4 年度決算において、再生振替特例債等の起債を計画的な償還により前年度に比べ 53.3%減少となり、早期健全化基準の 350%を下回ったところである。

次年度以降についても、財政再生計画の元、計画的な償還をおこなっていくことに変わりはないが、このような比率の減少の結果は、適正な計画の遂行をしてきた証であり将来にわたる財政負担について軽減されるところである。

## (9) 総括意見

平成 20 年度決算において健全化判断比率が算定され、いずれの比率も財政再生基準以上となったことにより、個別外部の監査を経て財政再生計画が定められ、平成 21 年度から財政再生団体となったが、その期間は 21 年間（実質 17 年間）の長期に及ぶものであり、今次 14 年が経過したところである。

今後においても想定外の財政措置を講ずる事態が起こりうる可能性もあり、その都度、計画変更による対応が必要となると思われるが、計画どおりに財政再生期間終了を目指して市民と共に歩むことを望むものである。

また、現在は北海道等からの派遣職員に頼らざるを得ない状況が続いているが、財政再生団体の期間終了を見据え、現行の行政体制から、将来的に自立し安定的な行政運営が執行できるよう、執行体制の構築と人材の育成に取り組まれていくことを期待するものであります。